

特定化学物質障害予防規則等の改正について

厚生労働省は、胆管がん事案の原因物質の1つとして考えられる1,2-ジクロロプロパンについて、労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加しました。

これにより、1,2-ジクロロプロパンを用いる洗浄や拭き取りの業務に当たっては、化学物質の発散を抑制するための設備の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録等を30年保存することなどが義務付けられます。（平成25年10月1日から施行・適用）

出典：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000013365.html>)

今回改正による主な規定の適用一覧

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物		
安衛法	57	表示 (1,2-ジクロロプロパンを0.1%以上含有する場合)	●		
	57の2	文書の交付 (同上)	●		
	88	計画の届出	●		
特定化学物質障害予防規則	2	定義	「エチルベンゼン等」		
	2の2	適用除外(業務)	● (洗浄または払拭業務以外全て)		
	12の2	ぼろ等の処理	●	×	
	22、22の2	設備の改造等	●	×	
	24	立入禁止措置	●	×	
	25	容器等	堅固な容器	●	
			容器等への表示と保管	●	×
			空容器の保管上の措置	●	
			貯蔵場所の設備	●	
	27 (28)	作業主任者の選任	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)		
	36	作業環境の測定 (1,2-ジクロロプロパン)	実施	●	
			記録の保存	● (30年)	
	36の2	測定結果の評価 管理濃度	● (30年)		
			10ppm		
	36の3、36の4	評価の結果に基づく措置	●		
	37	休憩室	●	×	
	38	洗浄設備	●	×	
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×	
	38の3	掲示	●	×	
	38の4	作業の記録	● (30年)	×	
38の8	特別規定	有機則の準用			
39~40の3	健康診断 (1,2-ジクロロプロパン)	雇入れ・配置替え、定期	●		
		配転後	●		
		記録の保存	● (30年)		
41	健康診断結果の報告	●			
42	緊急診断	●	● (一部適用)		
43~45	呼吸用保護具等の備え付け	●	×		
53	記録の報告 (事業場廃止等)	●	×		

* 安衛法→労働安全衛生法 有機則→有機溶剤中毒予防規則

1, 2-ジクロロプロパンに係る有機溶剤中毒予防規則の準用

条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物		条文	規制内容	1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物		
		1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物			1,2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する物	1,2-ジクロロプロパン1%以下、かつ有機溶剤と合計して5%を超える物	
有機溶剤中毒予防規則	1	定義	●	28	作業環境の測定(有機溶剤混合物)	実施	●*	●
	2~4	適用除外(許容消費量)	●			記録の保存	●*(3年)	●(3年)
	5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●		28の2	測定結果の評価	●*(3年)	●(3年)
	6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●		28の3、28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
	7~13	適用除外(周壁解放・臨時・短時間・設置困難等)	●	29~30の2の2	健康診断(有機溶剤混合物)	雇入れ、定期	●*	●
	14~18の3	局排等の性能要件等	●			記録の保存	●*(5年)	●(5年)
	20~23	定期自主検査、点検、補修	●	30の3	健康診断結果の報告	●*	●	
	24	掲示	●	31	健康診断の特例	●*	●	
	25	区分の表示	●	32~34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用	●	●	
	26	タンク内作業	●					保護具の数等
	27	事故の退避等	●					

* 1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署のリーフレット
(<http://www.jawe.or.jp/topics/2013/kihatsu20130827-pamph.pdf>)

発散抑制措置等に関して(有規則の準用)

屋内作業場などにおいて「1, 2-ジクロロプロパン」洗浄・払拭業務に労働者を従事させるときは、「1, 2-ジクロロプロパン」の蒸気に労働者が暴露することを防止するため、次の措置を講じることが必要。

- 1,2-ジクロロプロパンが発散する屋内作業場での発散抑制措置
(発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置)
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
 - ・構造、性能などについて一定の要件を満たすこと(局所排気装置の制御風速など)
 - ・1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後などの点検が必要
 - ・設置計画の届け出(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要)

▶平成26年10月1日から義務化 ただし、平成25年10月1日～平成26年9月30日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を平成25年12月31日までに設置・移転・変更しようとする場合は不要。

<追記>

発散防止抑制装置については、化学物質を取り扱う工程が多様化・複雑化している背景を受けて、一定の化学物質について、一定の要件のもとで局所排気装置等以外の発散防止抑制装置の導入を認める省令が、平成24年4月2日公布され、平成24年7月1日から施行されています。

問い合わせ先・・・都道府県労働局、または労働基準監督署
(所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>)
厚生労働省のホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>では、
改正内容などの詳細を順次掲載しています。

空調設備ニュース

●編集 技術委員会空調部会
●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会
大阪市中央区安土町1丁目6-14
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177
URL.<http://daikuei.com/>